

第16回阿賀町入札監視委員会会議録

1. 日 時 平成23年3月1日(火) 13時15分～15時30分
2. 会 場 阿賀町役場3階第3会議室
3. 出席者 委員 沢田委員長、伊津委員、五十嵐委員、関塚委員、鷺尾委員
町側 長谷川副町長、渡部総務課長、眞田行政管財係長、佐藤主事
傍聴 3名
4. 議案
 - 抽出事案の説明・審議について
 - 抽出事案
 - ・制限付一般競争入札
 - ①三川地区中央監視設備工事（その2）
 - ②町道清川線道路改良工事
 - ③栗瀬簡易水道 浄水場建屋築造工事
 - ④森林管理道戸屋山線2号箇所災害復旧工事
 - ⑤津川スポーツパーク整備工事（その1）
 - ・指名競争入札
 - ⑥高清水区防火水槽鋼製蓋設置工事
 - ⑦上川会館屋外階段屋根建築工事
 - ⑧三階原排水路整備工事
 - ・随意契約
 - ⑨森林管理道戸屋山線（1号箇所）応急仮工事
 - ⑩わかば保育園修繕工事
 - ・その他資料
 - ・再入札実施案件の入札額の比較 1件
 - ・落札率95%以上全事案の入札額と差額の比較 16件
 - その他
5. 会議録 別紙のとおり

説明・答弁	質問・意見
<p>沢田委員長</p> <p>開会の前に、本日の委員会は傍聴希望者がいるので、事務局より傍聴上の注意をお知らせするよう求めた。</p> <p>渡部総務課長</p> <p>阿賀町入札監視委員会設置要綱に基づき、委員長と事前協議の結果、傍聴について許可する旨と、傍聴上の注意を朗読した。</p> <p>つづいて、第16回の入札監視委員会の開会を宣し、次第に従い、長谷川副町長・沢田委員長からあいさつをお願いした。</p> <p>長谷川副町長</p> <p>委員各位に親しく時節のあいさつを述べた後、今冬阿賀町では災害救助法が適用になるほどの大雪であった。住民の生活に欠かせない道路確保や屋根の雪下ろしについて地元建設業の皆さんにご協力を頂いた。従来から災害発生時等には地元建設業の皆さんにはご協力を頂いているところであり、今後についても住民雇用の方であることなども踏まえ、地元業者の保護対策や再生産が可能となるよう、一定のルールのもと、地域で出きるものは地域で行うという基本スタンスの上で入札執行をしていきたいので、委員各位からご指導を頂きたい旨を述べ挨拶とした。</p> <p>沢田委員長</p> <p>傍聴希望があるのは今回で2回目。当委員会は開かれた委員会であり、公正な審査を行いたいと思っている。今後も傍聴希望が増えることを希望する。さて、最近TPPという言葉をよく聞くが、首相は推進の方向で検討をしていると聞く。この中にはWTO政府調達協定も含まれる。現在の運用については高金額設定となっているが、今後は金額の引き</p>	

説明・答弁	質問・意見
<p>下げも検討される場所である。今後どのようなことになろうとも、当委員会は阿賀町民のために、契約制度が公正且つ適正に行われるように監視をしていきたい旨を述べ挨拶とした。</p> <p>渡部総務課長 以後の進行を委員長にお願いした。</p> <p>沢田委員長 次第に従い、抽出事案の説明・審議に移り、事務局に様式1から様式6までの説明を求めた。</p> <p>眞田係長 「様式1から様式6」までと、「落札率95%以上事案の入札額との比較一覧」、「再入札実施案件の入札額の比較一覧」、を説明した。</p> <p>沢田委員長 ご質問・ご意見ありませんか。</p> <p>眞田係長 21年8月に最低制限価格の設定基準を引き上げたことにより、落札率については上昇傾向にある。</p> <p>長谷川副町長 当面は現在のままで運用したいと考えている。</p> <p>眞田係長 県が主催する会議の中で、県の制度の内容や各市町村の制度内容等の説明もあるが、その資料では、各市町村とも必ず県に準じている訳でもない。</p>	<p>鷲尾委員 平均落札率については、昨年に比較して上昇しているのか。</p> <p>鷲尾委員 県では、最低制限価格設定率を91%に上げたと聞いているが町も準ずるのか。</p> <p>鷲尾委員 県は県なのでそれでよろしいかと思うが、他の市町村の動向等どうなのか。</p> <p>鷲尾委員 知事は、また最低制限価格設定率の基準を引</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>長谷川副町長</p> <p>詳しい数値は承知していないが、県の公共工事の総額が年々減少傾向となっている。それらの配分を考え、最低制限価格設定率の引き上げを行っているのかもしれない。町も同じような事情なので、できるだけ町内業者に発注をしているところだ。</p> <p>眞田係長</p> <p>町の入札全てが、最低制限価格付近での入札というわけでもない。ご案内のとおり平均落札率については、92～94%台で推移しており、最低制限価格設定率を引き上げることによる効果が、落札率に決して直接的に大きな影響があるとは考えていない。</p> <p>総務課長</p> <p>委託業務の場合は最低制限価格での抽選</p>	<p>き上げる意向と聞くが、これは入札制度そのものをどのように考えていくかという根本に係ることだと思う。確かに業者は疲弊している状況ではあるが、別のところでの援助を考えるべき。人件費単価などは依然低い状況に置かれているわけで、その様な部分を手当せずに、ただ最低制限価格設定率を上げるという手法は、入札制度そのものをどのように考えているのかと疑問を抱く。そのあたりの意見交換等はどのようにになっているのか。</p> <p>沢田委員長</p> <p>公共工事全体については、ピーク時の半減近くになっていることは承知している。しかし県の対応は、鷲尾委員の言うとおりの入札制度の根本に係ること。阿賀町の入札制度もその様な現状を見据える必要もあるが、町の意見を伺いたい。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>業者の積算技術が向上している現在は、本当に競争しているのであれば最低制限価格での抽選となるのではないか。事実、他の自治体では最低制限価格での抽選が多いと聞くが、どのように考えているか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>が多い。工事も最近は最低制限価格付近での入札が多くなってきている。</p> <p>眞田係長 指名競争入札の場合は、設計金額が小さいことから、少差でも落札率の変動数値が大きい。失格者が少ないのは、失格しないように業者側も考慮して入札しており、それが一因なのかもしれない。</p> <p>眞田係長 先回の委員会でも、変動型最低制限価格について、シュミレーションしたものを説明したが、推移を見ながら導入を検討したい。</p>	<p>鷲尾委員 抽選が多くなってきているということであれば、町の入札制度のあり方を検討する時期に来ているのかもしれない。地域貢献度を考慮する等、特色のある入札制度に移行すべき時期と考える。</p> <p>沢田委員長 様式2を見ると、制限付一般競争入札では失格者が出ているが、指名競争入札では、失格者が出ていない。このことから伺えることは何か。</p> <p>五十嵐委員 今回の抽出委員は私だが、抽出についてもそこを観点とした。私が用意した資料のとおり、落札率の低いものは失格業者も出ていることから、最低制限価格付近で競争していることが伺える。逆に落札率の高いものは競争原理が働いていないということが言える。</p> <p>鷲尾委員 失格した業者でも請け負う技術があるのに、わずかな金額の差で失格となっているのだとすれば、やはり以前から再々言っているように最低制限価格の設定方法は検討を要するものとする。</p> <p>沢田委員長 最低制限価格を1円でも下回れば失格という制度は、やはり見直す必要性を感じる。現在、建設業は生き残りをかけた状況にあるので、変</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>渡部総務課長 建設工事における最近の傾向では、失格者が出ている入札も多くあるので、導入の必要性は感じている。</p> <p>眞田係長 この工事については、当時、入札参加業者対象範囲を県内として公告したが、応募者がなく、再度全国を対象として公告したところ、当該1社の申し込みしかなかったので、1社による入札執行したものの。</p> <p>眞田係長 一般競争入札の場合は、事前に申込者が何社あるか知りうるができないので、競争性は担保されているという観点から1社でも入札執行ができることとなっている。</p> <p>眞田係長 工事内容が現在ある機械設備との関連もあり、随意契約でも執行は可能だったが、工事金額が高額なため、入札案件とした。</p> <p>渡部総務課長 該当工事は、議会案件でもあり、より競争性・透明性確保の観点から入札とした経緯がある。</p> <p>沢田委員長 他に質問・意見が無いことを確認して、続いて、今回の抽出案件の抽出理由を当番の五十嵐委員に説明を求めた。</p>	<p>動型最低制限価格の導入を具体的に検討する時期に来ている。</p> <p>五十嵐委員 抽出案件ではないが、様式2の制限付一般競争入札の9番の工事は、1社による入札執行となっている。落札率も95%に近い数値となっているが経緯を説明してもらいたい。</p> <p>鷲尾委員 申し込みが1社でも入札は執行するのか。</p> <p>鷲尾委員 工事の内容的には、随意契約の案件ではないのか。</p> <p>五十嵐委員 制限付き一般競争入札と指名競争入札については、落札率が95%以上で、競争性が低い</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>沢田委員長 続いて事務局に様式7の「制限付き一般競争入札」の抽出事案の説明を求めた。</p> <p>真田係長 様式7の「制限付き一般競争入札」5件を説明した。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>真田係長 再入札案件ではあったが、入札自体は特に不自然なところは認められなかったのでヒアリングは実施しなかった。</p> <p>真田係長 再入札の場合は求めている。</p> <p>真田係長 一般的には、諸経費で調整するものと思われる。</p> <p>真田係長</p>	<p>と認められるもの。随意契約では見積あわせをしているものを抽出した。</p> <p>鷲尾委員 制限付一般競争入札の抽出案件については、積算内訳書を見る限り、全ての案件に競争性が感じられない。特に①の案件は再入札であり、1位不動の結果となっている。積算内訳書を見ると、機器費にかかる部分で業者により100万円以上の差が生じている。製品を指定している中でこのような差があるのは不自然に思うがヒアリングは実施したのか。</p> <p>鷲尾委員 工事価格の大部分を占める工種にあって、これだけ大きな差が生じたような場合は、入札時に確認するようにしたほうが望ましい。</p> <p>伊津委員 再入札も、積算内訳書は提出させるのか。</p> <p>伊津委員 再入札においては、業者がどの部分を減額して入札したかということは、わからないということか。</p> <p>伊津委員 積算内訳書は、千円単位で端数調整をして算出されているが、そのように統一しているのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>特段、その様なことはない。もちろん入札額は1円単位でも良い。ただ通常の場合、予定価格も制限価格も千円単位で設定しているので、千円単位で入札する業者が多い。</p> <p>眞田係長</p> <p>建築工事の場合は、土木工事と違って、資材を見積採用している場合が多い。町が建築工事を発注する場合は、設計会社に委託して設計書を作成するのがほとんど。資材見積単価の差が原因と思われる。</p> <p>眞田係長</p> <p>工種そのものを見ると、各業者とも見積もりにバラつきが見られる。やはり、どこの業者から資材見積を徴したかにより積算内訳に差が生じている。諸経費の一般管理費については、企業努力の部分でもあるので、町側ではコメントできない。</p> <p>眞田係長</p> <p>建築関係については小規模修繕を除いて委託に出している。</p> <p>佐藤係員</p> <p>直接工事費等に一定の率を乗じて得た額となる。率については規定されている。</p>	<p>五十嵐委員</p> <p>③の案件は、積算内訳書の直接工事費を比較すると、町の設計より全業者が高い金額となっているがどのような理由か。また、入札業者の中には、予定価格に比較してかなり高い金額を入札している業者もある。とても受注意欲があると思えない額だか、どのように感じるか。</p> <p>五十嵐委員</p> <p>工事費の割合からしても、業者の積算内訳書が町の設計と大きく違うのが気になる。コンサルの設計は本当に正しかったのか。また、そんな中で諸経費の一般管理費で大きく調整をして落札したという結果も気になるがどのように考えるか。</p> <p>伊津委員</p> <p>建築工事は、ほとんどコンサルに委託に出すのか。</p> <p>沢田委員長</p> <p>一般管理費の算出根拠は何か。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>沢田委員長</p> <p>他に質問、意見がないことを確認し、次の指名競争入札の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長</p> <p>様式 7 の「指名競争入札」 3 件について説明した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>眞田係長</p> <p>指名については、除外する理由がない限り、その地区に本社を置く該当業者全社を指名している。なお、業者にも固定化による不正がないよう指導している。</p> <p>渡部総務課長</p> <p>金額が少ないことや、地域業者の優先の観点から、これまでその地域に本社のある業者を指名してきた経緯がある。今後については、様子をみながら町内エリアの拡大も検討していきたい。</p> <p>眞田係長</p> <p>町内業者については、いままでその様なことで辞退することは無かった。</p> <p>沢田委員長</p> <p>他に質問、意見がないことを確認し、次の随意契約案件の説明を事務局に求めた。</p>	<p>関塚委員</p> <p>指名競争入札の場合は、金額の小さいものが多く、業者も大きい利益を望めないため落札率が高くなっているようだ。また、条件の悪い現場で利益が少ないような工事でも指名されたのでやむを得ず応札している現状もあると聞く。それは別としても指名の固定化による不正がないよう配慮していただきたい。</p> <p>沢田委員長</p> <p>指名業者の固定化は談合につながりやすい。業者数を増やすとかの工夫はとれないものか。</p> <p>伊津委員</p> <p>指名されても、現場条件が悪い等で辞退する業者はいるのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長 様式 7 の「随意契約」 2 件について説明した。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>眞田係長 「その他」としては、特定の 1 業者を契約相手とする特命随意契約や入札が予定価格を満たさず不調に終わった場合、予定価格と僅少だった場合に随意契約をすることができる不落随意契約がある。</p> <p>眞田係長 町の財務規則では、随意契約の場合は、なるべく 2 者以上から見積を徴することと定められている。契約相手については、通常の場合は最低見積業者と契約するケースがほとんどだが、本来、随意契約の場合は、必ずしも最低見積者と契約する必要はなく、特命の業者の見積金額が適当であるかどうかの参考として見積を徴する場合もある。</p> <p>眞田係長 例えば、建物の緊急的な修繕であれば、普段の管理をお願いしている業者とか、建築に携わった業者が、構造的にも熟知していることなどから見積相手とする場合が多い。</p> <p>沢田委員長 その他全般的に質問、ご意見ありません</p>	<p>伊津委員 随意契約理由書の選定方法に、「見積合せ」と「その他」とあるが、「その他」にはどのようなものがあるのか。</p> <p>伊津委員 見積あわせの場合は、複数社から見積を徴し、指名競争入札のように最低価格のものと契約する方法なのか。</p> <p>伊津委員 そうした場合、町がどの業者から見積を徴するかはどのような判断で行われるものなのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>か。</p> <p>渡部総務課長 一般的な工事で、金額の大きいものについては、現在も総合評価方式を運用しているが、今後についてもご意見のとおり、町内業者が落札しやすいような方針で運用していきたいと考えている。</p> <p>渡部総務課長 今年度は、大きな工事がなかったので2件程度だが、過去には7件程度実施したこともある。</p> <p>眞田係長 建設業法では、土木一式工事の場合2500万円以上のものは、専任の技術者を配置しなければならないこととなっている。それ以下の場合には兼任も可能となっている。</p> <p>眞田係長 町では、関係法令に基づいた運用をしている。</p> <p>沢田委員長 他に質問意見のないことを確認して、次第3の入札監視委員の再任について事務局から説明を求めた。</p> <p>渡部総務課長 委員各位には、2期に渡り町入札監視委員をお受けしていただきありがとうございました。このたび委嘱期間満了を迎えるに</p>	<p>関塚委員 今後は、制限付一般競争入札では、町内業者が落札しやすいよう総合評価方式を用いるようにしたほうが良いと思う。</p> <p>沢田委員長 総合評価方式は、年間どのくらいの発注があるのか。</p> <p>五十嵐委員 現場管理技術者は小さい工事でも専任のものを配置しなければならないのか。</p> <p>五十嵐委員 現場管理技術者の兼任をある程度認めてやらないと、業者は人件費がかかり、結果高落札率となるのではないのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>あたり、町長から再度委員として委嘱したいとの意向がありましたので、ご同意下さる様お願いしたい。</p> <p>沢田委員長</p> <p>続いて、次第 4 の平成 23 年度審査日程の調整について事務局に説明を求めた。</p> <p>眞田係長</p> <p>23 年度の審査についても、これまでどおり四半期ごとの開催としたいので日程調整をお願いしたい。</p> <p>沢田委員長</p> <p>その他全般にわたり質問・意見のないことを確認して会議を終了した。</p>	<p>委員一同から同意をいただいた。</p> <p>協議の結果、23 年度の開催期日については以下の通り決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 月 1 日、9 月 2 日、12 月 6 日 <p>なお、24 年 3 月の開催期日については、次回委員会で決定することとした。</p>